		日	号外	ページ
一七七	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件の一部を改正する件	一一		三
一七八	工事担任者規則第八条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件	一一		三
一七九	登録証明機関の名称を変更した件	一二		一〇
一八〇	特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件	一二		一〇
一八一	消防法施行規則第一条の四第八項（同令第五十一条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する登録講習機関の代表者の氏名の変更に関する件	一二		一〇
一八二	消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関の名称及び確認の業務を行う事務所の所在地の変更に関する件	一二		一〇
一八三	社会生活基本調査規則に基づく、調査票の様式を定める件	一二	97	一
一八四	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件	一三		五
一八五	認定学校等の卒業者が無線従事者国家試験を受ける場合における試験の免除について定める件の一部を改正する件	一七	100	二
一八六	電気通信術の試験の方法を定める件の一部を改正する件	一七	100	二
一八七	電波有効利用促進センターの名称を変更する件	一八		三
一八八	町の境界変更の件	一八		三
一八九	町村の境界変更の件	一八		三
一九〇	平成二十三年度地方債同意等基準を公表する件の一部を改正する件	一九		二
一九一	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	一九		二
一九二	統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件	一九		二
一九三	水底線路の保護区域を指定する件	二〇		二
一九四	無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件	二三	104	一
一九五	無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を運用しない場合を定める件の一部を改正する件	二五	107	三
一九六	本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件	二五	107	四
一九七	政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件	三〇	112	一
一九八	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	三〇	112	二
一九九	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件	三〇	112	六
二〇〇	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件	三〇	112	七
二〇一	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	三〇	112	七
二〇二	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件	三〇	112	七
二〇三	ＡＴＣＲＢＳの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件	三一		四
二〇四	ＡＣＡＳの技術的条件を定める件の一部を改正する件	三一		四
二〇五	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分～平成二十一年分）を公表する件	三一	113	一一
二〇六	政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十年分・平成二十年分～平成二十二年分）を公表する件	三一	113	一五
二〇七	消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件	三一	113	二九
	○政治資金適正化委員会			
二一八	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録した者を公告する件	一一		三
二一九	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	一六		二
二二〇	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二七		三
二二一	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二七		三
	○消　防　庁			
二二四	市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件	二	特35	四〇
二二五	消防法施行規則第四条の四第七項に規定する防炎登録表示者の公示に関する件	一二		一一
	○法　務　省			
二二六	除籍が滅失した件	二		一
二二七	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件	二	92	一